

令和8年度 松川町障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

1 趣旨

この方針は、障がい者就労施設等の受注の機会の拡大等を図るため「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条第1項の規定により、町における障がい者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、町が発注する物品等の調達とする。

4 調達の対象となる障がい者就労施設

（1）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所・施設等

- ① 就労移行支援施設
- ② 就労継続支援施設（A型・B型）
- ③ 生活介護施設
- ④ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- ⑤ 地域活動支援センター
- ⑥ 小規模作業所

（2）障害者優先調達支援法の政令に基づく事業所

- ① 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- ② 重度障がい者多数雇用事業所（常時労働者として多数継続して雇用している事業主）

（3）在宅就業障がい者

- ① 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
- ② 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 調達の対象品目

調達の対象品目は、別表のとおりとする。

6 調達推進方法

町は次の措置を講ずるものとする。

- (1) 毎年度、調達実績や調達予定を勘案して、調達目標を設定する。
- (2) 障がい者就労支援施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、当該情報に基づき障がい者就労支援施設等に対して優先調達を依頼する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成し、又は見直したときは、町ホームページ等で速やかに公表するものとする。
- (2) 当該年度の調達実績を取りまとめ、翌年度に町ホームページ等で公表するものとする。

8 調達目標

令和8年度の調達目標は、800,000円とする。

9 調達方針の担当窓口

調達方針の策定及び見直し、調達実績の取りまとめ、庁内への周知等に関する事務、物品等調達に関する調整については、保健福祉課福祉係が行うものとする。

10 その他

町が補助金等を交付している団体及び指定管理者に対しては、本方針に基づく障がい者就労施設等からの物品等の調達について協力を要請するものとする。

別表

調達の対象品目

調達の対象品目		
物 品	事務用品・書籍	事務用品、用紙、封筒、書籍など
	食料品等	パン、弁当、麺類、野菜、果物、加工品など
	小物雑貨	衣類、木工品、各種記念品など
	その他	植物、家具、上記以外の物品
役 務	印刷	ポスター、チラシ、名刺印刷、デザインなど
	クリーニング	クリーニング、リネンなど
	清掃・施設管理	清掃、除草作業、駐車場管理など
	情報処理	データ入力、テープ起こし、広報等の作成など
	飲食店の経営	売店、喫茶店など
	その他	仕分け・発送、袋詰め・包装・梱包、洗浄、印刷折り、文書廃棄、資源回収・分別、上記以外のサービス